

各府省は、ナビゲーション・ガイド及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、新規の計画等の検討及び既存の計画策定等の在り方の見直しを行うとともに、内閣府は、既存の計画等については、以下のとおり各府省における見直しの支援を行う。

- 内閣府は、国の基本方針等の期限が翌年度及び翌々年度（令和6～7年度）のうち国・地方の事務処理スケジュールに鑑み、今年度見直しに着手することが適切と考えるものについて、関係する府省における既存の計画策定等の在り方の見直しを支援する。
- 内閣府は、上記の見直し状況を把握し、見直し結果について有識者会議に報告する。

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）（抄）

Ⅲ 計画行政の推進に当たっての重要事項

(3) 既存の計画等についても、各府省においては、計画期間の終了時及び計画期間のないものについては定期に、本ナビゲーション・ガイドに記載する上記Ⅰ、Ⅱに基づいて、計画等の在り方について見直しを行うものとする。

(4) 内閣府においては、各府省における既存の計画等の見直しの状況について把握し、取りまとめて、公表するものとする。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

第4章 中長期の経済財政運営

4. 国と地方の新たな役割分担等

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考えられる場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。